

令和7年10月 改訂

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

～ せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です ～

～ せいかつ こま かた
生活にお困りの方はどなたでも まずはご相談ください。 ～



おおつしふくしじむしょ
大津市福祉事務所

（おおつしやくしょ せいかつふくしか
大津市役所 生活福祉課）

〒520-8575 おおつしごりょうちょう ばん 1 ごう
大津市御陵町3番1号

（でんわ 電話） 077-528-2743・2744 （ちよくつう 直通）

077-523-1234 （しやくしょだいひょう 市役所代表）

もくじ

	ページ
せいかつ ほ ご 生活保護について	1
せいかつ ほ ご りよう 生活保護の利用まで	1
せいかつ ほ ご りよう 生活保護を利用いただくまでの流れ（相談、申請、訪問・調査、決定・ 利用）、生活保護の8つの扶助などについて	
せいかつ ほ ご りよう かた けんり 生活保護を利用する方の権利	7
せいかつ ほ ご りよう 生活保護を利用されたときの権利、減免や免除の制度などについて	
せいかつ ほ ご りようちゆう まも 生活保護利用中に守っていただくこと	8
せいかつ ほ ご りようちゆう まも 生活保護をご利用中に守っていただくこと、保護費の返還・罰則などにつ いて	
じりつ しえん 自立支援について	11
じりつ しえん と く しょうかい 自立支援にむけた取り組みのご紹介	
しつもん よくある質問について	12
せいかつ ほ ご りよう かん 生活保護の利用に関するよくある質問にお答えします	



せいかつ ほ ご 生活保護について

にほんこくけんぽうだい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと せいかつ いとな けんり
日本国憲法第25条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
ゆう さだ
を有する」と定められています。

これを「せいぞんけん きほんてきじんけん
生存権」といい、基本的人権のひとつです。

わたし いっしょう あいだ びょうき け が しつぎょう かぞく な
私たちの一生の間には、病気、怪我、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざま
じじょう せいかつ な
な事情のために生活が成りたたなくなることもあります。

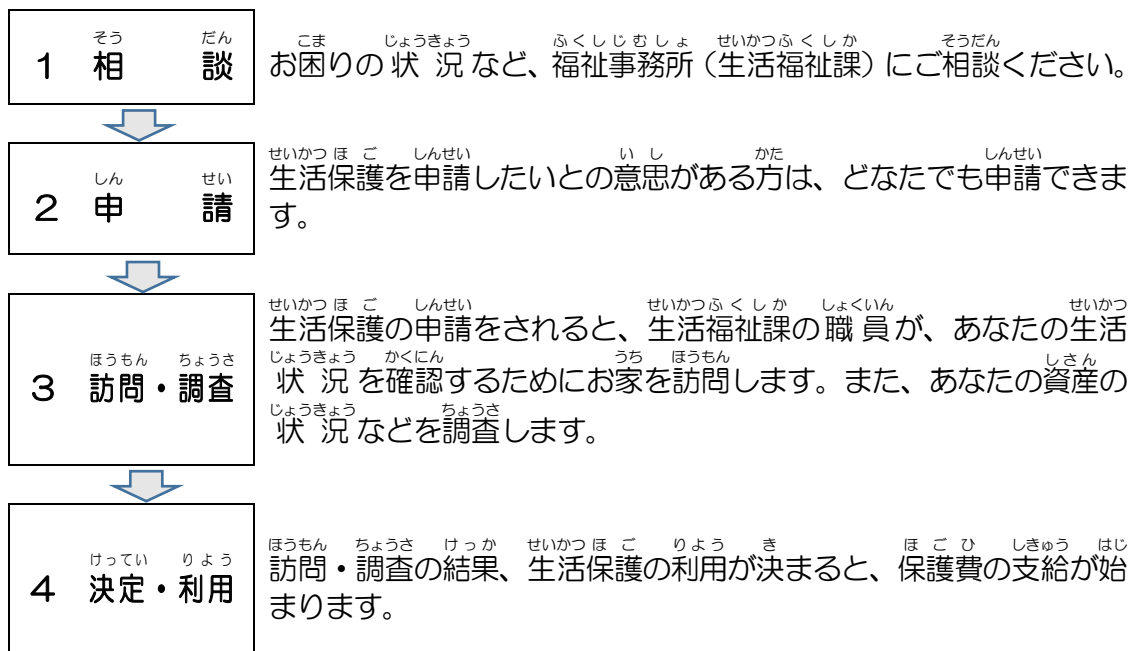
せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もと くに ひつよう ほ ご けんこう
生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が必要な保護と健康で
ぶんかてき さいていげんと せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく
文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように
しえん せいど
支援する制度です。

せいかつ ほ ご ひつよう かもうせい こま ばあい
生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、お困りの場合は、ため
らわず ぞうだん
にご相談ください。

せいかつ ほ ご りよう 生活保護の利用まで

せいかつ こま かた えんりょ ふくしじむしょ せいかつふくしか ぞうだん
生活にお困りの方は、ご遠慮なく、まずは福祉事務所（生活福祉課）にご相談ください。
せいかつ ほ ご りよう ふく もんだいかいけつ きようりよく ぞうだん ないよう
生活保護の利用を含め、問題解決のためにご協力します。また、相談された内容につい
ての秘密は守ります。

せいかつ ほ ご りよう つぎ てつづ
生活保護の利用には、次の手続きをとります。



※ それでは、この流れについて詳しく説明します。

1 相談

生活に困った、生活保護を利用できないかと思ったら、福祉事務所（生活福祉課）に相談してください。（※ 電話での相談もできます。）

相談では、面接相談員があなたの抱えている問題を丁寧にお聞きします。また、あなたの生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。

また、生活保護制度について説明をお聞きになって、生活保護の利用が必要なときは申請をしてください。



2 申請

生活保護を利用するには、ご本人の意思による申請（※1）が必要です。

また、申請に伴い、調査にあたって書類や資料など（※2）をお願いする場合があります。これらを提示・持参いただくと手続きがスムーズに進みます。

※1 ご本人の意思による申請

事情により、ご本人が申請することができない場合は、親族などが代理で申請することもできます。また、個別の事情により、口頭での申請が認められる場合もあります。

※2 書類や資料など

健康保険証、介護保険証、年金証書、直近3か月の給与明細書、家屋賃貸借契約書、預貯金通帳、生命保険証書、マイナンバーカード（もしくはマイナンバー通知カード）、車検証、母子健康手帳、障害者手帳（身体・精神）、療育手帳、特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証明書など



3 訪問・調査

ケースワーカー（生活福祉課の職員）が、家庭訪問による実態調査のほか預貯金や扶養義務者などに関する調査をします。

のうりよく かつよう (1)能力の活用について	はたら のうりよく かの のうりよく おう はたら 働ける能力がある方は、その能力に応じて働いてください。 こうれい びょうき しょうがい りゆう はたら かの びょうき ちりょう ※高齢、病気や障害などの理由で働けない方は、病気の治療など、その問題解決を優先します。
しさん かつよう (2)資産の活用について	せいかつほ ご しんせい ぎんこう せいめいほけんがいしゃ しさん 生活保護を申請されると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。 よちよきん せいめいほけん じどうしゃ とち かおく こうか ききんぞく かつよう 預貯金、生命保険、自動車、土地・家屋、高価な貴金属など活用 ばいきやく かのう しさん げんぞく ばいきやく せいかつひ や売却が可能な資産は、原則として売却などして生活費にあてていただきます。 かいやくへんれいきん しょうがく せいめいほけん しょうがいしゃ つういん ひつよう ※ただし、解約返戻金が少額な生命保険、障害者が通院に必要とするなど一定の要件を満たした自動車など保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。 さいいじょう こうれいしゃせたい ひょうかがく まんえんいじょう ※また、65歳以上の高齢者世帯で評価額が500万円以上の きょじゅうようふどうさん ほゆう かの ようほごしゃせたいむ ふどうさん 居住用不動産を保有している方は、「要保護者世帯向け不動産担保型生活資金」貸付制度をご相談ください。 (この制度をご利用の場合、そのままご自宅にお住みいただけます。)
ふよう かひ (3)扶養の可否について	みんぽうじょう ふようぎむ かの ふうふ おや こ きょうだいしまい 民法上の扶養義務のある方（夫婦、親、子、兄弟姉妹など）から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。 しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこな えんじょ ※親族の扶養は可能な範囲で援助を行うものです。援助できる親族がいることによって、生活保護を利用できないということではありません。 ふようぎむ かの つぎ とくべつ しじょう ばあい しょうかい ※扶養義務のある方が、次のような特別の事情がある場合は照会を見合わせるなどの配慮をします。 • DV（家庭内暴力）や虐待等 • 生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者 • 未成年者や概ね70歳以上の高齢者 • 主たる生計維持者でない非稼働者（主婦など） • また、約10年以上音信不通で交流が断絶していると福祉事務所が判断した場合なども同様です。（ご相談ください。）

たほう た せさく かつよう (4) 他法他施策の活用について	せいかつ ほ ご いがい ねんきん じどうふようてあて しょうびょうてあてきん 生活保護以外に、年金、児童扶養手当、傷病手当金、 しつぎょうきゅうふきん ほか ほうりつ せいど かつよう 失業給付金などの他の法律や制度で活用できるものがある ゆうせん かつよう れば優先して活用していただきます。
げんそく せいかつ ほ ご (5) 原則として生活保護を利用できない方	ほうりよくだんいん ・暴力団員 か こ ねんきんだんほかしつけ りよう ・過去に年金担保貸付を利用するとともに、生活保護を りよう せいかつ ほ ご はいし あと ふただ ねんきんだんほ 利用し、生活保護を廃止となった後に、再び年金担保 かしつけ りよう かた 貸付を利用した方



4 決定・利用

(1) 決定

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。
審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）
と世帯の収入（給料、年金、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定
します。

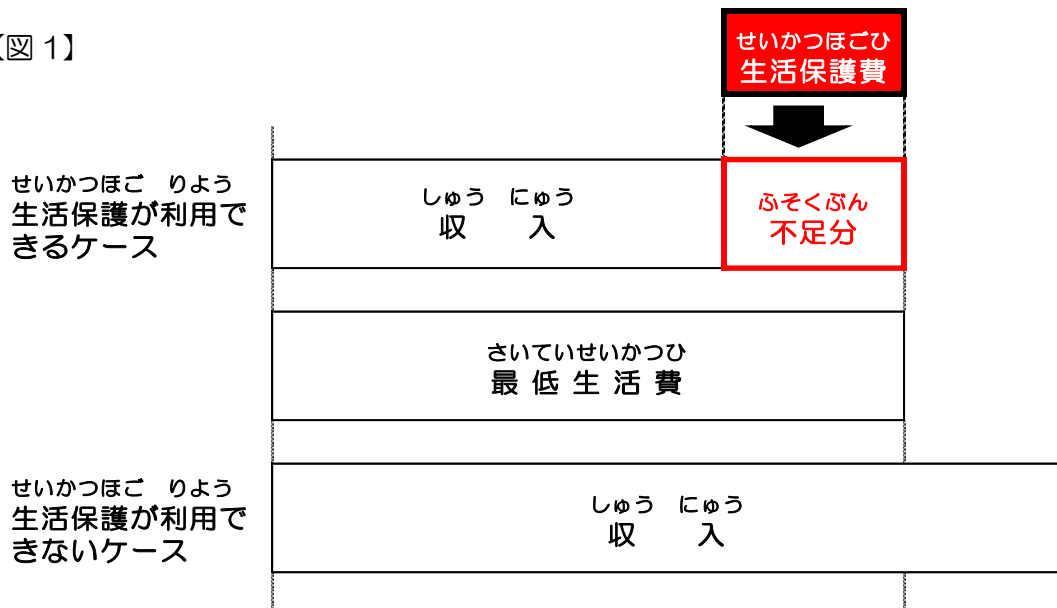
次のページの【図1】のように、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合
は生活保護を利用し、不足部分を補います。また、世帯の収入が最低生活費を超える
場合には、生活保護の利用はできません。

生活保護が適用された場合、働いて得た収入は、基礎控除や社会保険料・交通費
などの必要経費の控除が認められることから、結果的に手元に残るお金が増え、生活
の向上につながる仕組みになっています。

※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額
などで決定されますので、常に一定のものではありません。



【図 1】



(2) 結果通知

結果通知は、申請した日の翌日を1日目として、原則14日以内に行います。(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)

生活保護が利用できる場合は「保護決定通知書」を交付し、お知らせします。

生活保護を利用できない場合は「保護申請却下通知書」を交付し、却下(利用できない)理由をお知らせします。



(3) 利用開始(生活保護が始まったら…)

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカー(生活福祉課の職員)

が自立に向けての支援を行います。また、生活保護には、8つの扶助があり、世帯の生活状況に応じて受けることができます。

せいかつふじょ
①生活扶助

いしょく こうねつすいひ にちじょうせいかつ
衣食、光熱水費など日常生活
ひつよう ひよう せたい にんすう
に必要な費用が、世帯の人数、
こじん ねんれい さんてい
個人の年齢などから算定され
ます。

かいごふじょ
⑤介護扶助

かいごにんてい う かた
介護認定を受けている方が、
かいご う さい
介護サービスを受ける際の1
わり じ こふたんぶん しきゅう
割の自己負担分が支給されま
す（現物支給）。
げんぶつしきゅう

じゅうたくふじょ
②住宅扶助

やちん ちだい ひよう さだ
家賃、地代などの費用が定め
げん どころがくない しきゅう
られた限度額内で支給されま
す。

しゅっさんふじょ
⑥出産扶助

しゅっさん ひよう
出産にかかる費用について、
げん どころがくない しきゅう
限度額内で支給されます。

きょういくふじょ
③教育扶助

こ き む きょういく う
子どもさんが義務教育を受け
がくようひん きゅうしょくひ
るための学用品、給食費など
さいていげんひつよう けいひ しきゅう
最低限必要な経費が支給され
ます。

せいぎょうふじょ
⑦生業扶助

こうとうがっこう ひよう しゅうしょく
高等学校にかかる費用や就職
ひつよう ぎのう
するために必要となる技能、
しかくしゅとく ひよう しきゅう
資格取得にかかる費用が支給
されます。

いりょうふじょ
④医療扶助

いりょうひ ほけんてきようない
医療費は、保険適用内のもの
じ こふたん はっせい
については、自己負担は発生
げんぶつしきゅう
しません。（現物支給）。また、
ちりょうざいりょう せじゅつ ようけん
治療材料や施術なども要件
あ ば あい しきゅう
に当てはまる場合は支給
かのう
可能なものもあります。

そうさいふじょ
⑧葬祭扶助

せたいいん な さい ひつよう
世帯員が亡くなった際に必要
そうぎひよう
な葬儀費用などについて、
げん どころがくない しきゅう
限度額内で支給されます。

せいかつ ほ ご いしょくなど けいじょうてき まいつき
生活保護には、衣食等の経常的に毎月
ひつよう さいていせいかつひ りんじてき ひつよう ししゅつ おう いちじふじょ しきゅう
必要となる最低生活費のほか、臨時的に必要な支出に応じた一時扶助があります。支給
いってい じょうけん げんどころがく しきゅう かぎ じぜん
には一定の条件や限度額がありますので、すべて支給されるとは限りません。事前に
たんとう そうだん てつづ
担当のケースワーカーにご相談のうえで手続きをしてください。

いちじふじょ れい
(一時扶助の例)

- ・通院移送費 (通院に必要なバス・電車等、医師が必要と認めた場合はタクシー等も可)
- ・治療材料費 (メガネ・コルセット等)
- ・保護開始時、転居時等において、必要な家具什器 (炊事用具や食器、エアコン等) がない場合
- ・入学準備金 (小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用)、通学費用
- ・住宅の更新料

など

ほ こ ひ しきゅうほうほう
保護費の支給方法

こうざふりかえ ふくしじむしょ まどぐち しきゅう
口座振替または福祉事務所の窓口で支給します。

① 毎月の保護費

ほ こ ひ げんそく まいつき か
保護費は、原則として毎月4日 (4
か しやくしょ へいちようび ばあい
日) が市役所の閉庁日の場合は、その
ちよくぜん かいちようび へいじつ しきゅうび
直前の開庁日 (平日) が支給日とな
ります。

② 臨時の保護費

さいしよ ほ こ ひ いちじふじょ
最初の保護費や一時扶助などについ
ては、翌月分の保護費に合わせて支給
するか、臨時的に支給することもでき
ます。

せいかつ ほ ご りよう かた けんり
生活保護を利用する方の権利

- 1 正当な理由なく、すでに決定された保護をとめられたり、保護費を減らされたりすることはありません。
- 2 保護費として支給したお金や品物には税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

しんさせいきゅうなど
※審査請求等

ふくしじむしょ けつてい ぎもん せつめい もと
福祉事務所からの決定などに疑問があるときは、説明を求めることができます。

それでもなお納得がいけないときは、その決定があったことを知った日の翌日から
きさん げつくない しがけんちじ おおつしちよう たい しんさせいきゅう
起算して3か月以内に、滋賀県知事もしくは大津市長に対して審査請求をすることが
できます。

また、次のものについて、減免や免除を受けることができます。所定の手続きが必要
ですので、ケースワーカーまで申し出てください。

(例) ONHK受信料 ○固定資産税 ○市県民税 ○国民年金保険料 (法定免除)
○心身障害者扶養年金掛金 ○保育料 (保育園、幼稚園)

ほか きほんけんこうしんさ かくしゅ けんしん むりょう じゅしん
この他にも、基本健康診査、各種がん検診など無料で受診できるものがあります。
だいしょう きほんけんこうしんさ にゅうようじけんしんなど けん けん しん おおつしほけんじょけんこうすいしんか
対象となる基本健康診査や乳幼児健診等の「検（健）診」は、大津市保健所健康推進課
よほうせっしゅ おおつしほけんじょほけんよほうか と あわ
(528-2748)、「予防接種」は大津市保健所保健予防課（522-7228）までお問い合わせ
してください。

せいかつ ほ ご りようちゅう まも 生活保護利用中に守っていただくこと

- 1 それぞれの能力に応じて収入を上げることができる人は最善をつくし、生活の維持向上に努めてください。
- 2 病気の人は、医師の指示に従って治療に専念してください。高齢などの理由で働けない人以外は、働けるようになったら、働いて収入を得ることができるよう努めてください。
- 3 毎日の支出については、計画的な生活をするように心がけてください。
まいにち ししゅつ けいかくてき せいかつ ところ
住宅の家賃、給食費や教材費などの学校納入金は、それぞれの使途のために支給
じゅうたく やちん きゅうしょくひ きょうざいひ がっこうのつにゅうきん し と しきゅう
していますので、滞納などがないようにしてください。代理納付として福祉事務所が
たいのう だいりのうふ ふくしじむしょ
債権者に直接振込みを行うこともできます。
- 4 指導・指示に従ってください。
しどう しじ したが
福祉事務所やケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受け
ふくしじむしょ せいかつ ほ ご もくてき たっせい ひつよう しじ しどう う
たときは、これに従ってください。
- 5 生活状況に変化があったときは、必ず届け出てください。

●とどけで ひつよう 届出が必要なもの

せたいじょうきょう へんか れい
世帯状況に変化があったとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください。）
じゅうしょ か てんきょ かなら じぜん そうだん
- ・家族に変化がある（あった）とき（出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、
かぞく へんか しゅっしょう しぼう てんにゅうてんしゅつ にゅうたいがく きゅうがく そつぎょう
入退院、事故、結婚など）
にゅうたいいん し こ けっこん
- ・就職や離職したとき
しゅうしょく りしょく
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
きせい いえ ちようきかん る す
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
せいめいほけん かにゅう かいやく めいぎへんこう
- ・家賃・地代が変更されるとき
やちん ちだい へんこう

・その他生活 状 況 に大きな変化があったとき

収入に変化があったとき（例）

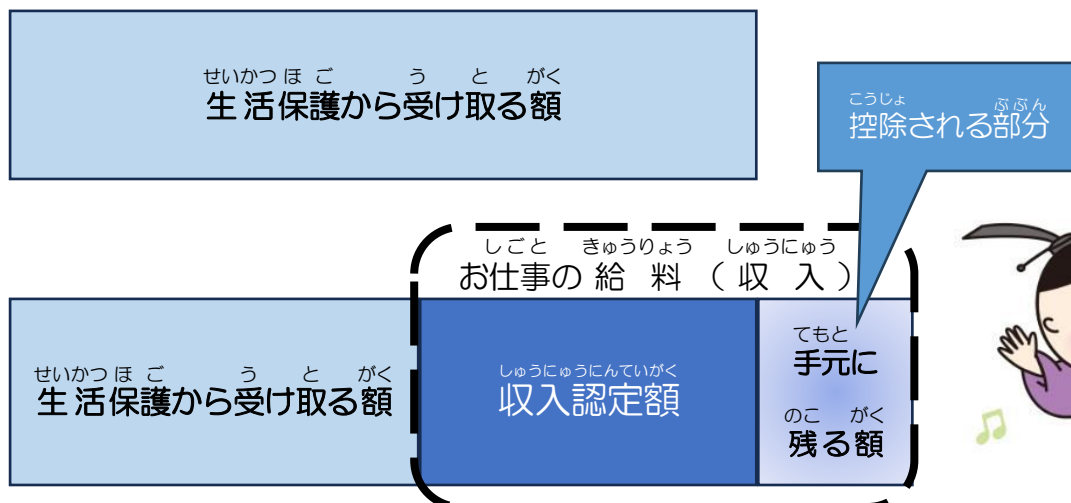
- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与 収入 があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入 院 給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補 償 金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借 金を整理すること）による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却 益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの 収入 ・援助があったとき

※上記は一部の例です。収入 はあらゆるものについての申告が必要です。

収入 申告を適正に行 えば、次のような控除（*）や、収入 として認定しない取り
扱 いができることがあります。

（*）控除⇒ 収入 から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることに
なります。

控除の考え方



給 料 を受け取った額だけ保護費は減りません。
給 料 を受け取ると控 除される部分の額だけ使えるお金が増えます。

しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ 就労収入に対する控除	
き そうじょ ①基礎控除	しゅうろうしゅうにゅう ばあい きゅうよそうがく おう いったい きんがく こうじょ 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
さいみまんこうじょ ②20歳未満控除	さいみまん かた しゅうろう ばあい き そうじょ いったいがく 20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定額が控除されます。
た ひつようけいひ ③その他必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
こうこうせい しゅうにゅう 高校生のアルバイト収入 じ ぜん そうだん はや しゅうにゅうしんこく ～事前の相談と早めの収入申告を！～	
じ ぜん そうだん こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく 事前にご相談のあった高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ あ みと 旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認めら れたものは、<u>収入として認定しない取り扱いができる場合があります。</u>	

※その他、

た じりつこうせい あ みと しゅうにゅう

自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として

にんてい と あつか ばあい

認定しない取り扱いができる場合もあります。

ほ ご ひ へんかん ばっそく **◎保護費の返還・罰則**

これらの届出を怠ったり、偽りの届出をしたときは、

ふせい う ほ ご ひ

不正に受けた保護費の

へんかん もと ばっ

返還を求めたり、罰せられたりすることがあります。



あなたの世帯の自立支援に向けて、次のような取り組みを行っています。このほかにも取り組んでいるものがありますので、ケースワーカーにご相談ください。

1 相談支援

ケースワーカーは、受給者世帯の自立支援を行います。

自立に向けてチャレンジしたいこと、不安なこと、ちょっと聞いてみたいこと、生活リズムをつけたいなど、一緒に考えて行きます。

2 債務整理プログラム

債務整理等の必要がある場合など、相談に応じながら具体的な事務手続きなど、ケースワーカーと専門の支援員がお手伝いします。

3 就労支援プログラム

どうやって仕事を探したらいいのか、どんな仕事合っているのかなどのご相談と仕事探しのお手伝いをケースワーカーと専門の支援員が行います。

4 『まなびの広場（中3学習会）』（主に中学3年生に対する高校進学支援）

将来の進路のために、義務教育の修了を前にした中学3年生を主な対象者として、高校進学に向けての学習支援などを行います。

@@ メモ @@

せいかつ ほ ご せい ど しつもん
生活保護制度についてのよくある質問



もち いえ せいかつ ほ ご りよう
持ち家があっても生活保護を利用できますか？

りよう しさん かつよう ほ ご ようけん じっさい すま
利用できる資産を活用することは保護の要件ですが、実際にお住いにな
られている場合は保有が認められる場合がありますので、ご相談くださ



じゅうたく せいかつ ほ ご りよう
住宅ローンがあっても生活保護を利用できますか？

げんそく
原則できません。

ほ ご ひ じゅうたく へんさい せいかつ あ ほ ご ひ
保護費で住宅ローンを返済することは生活に充てるべき保護費からローンの

へんさい おこな げんそく りよう
返済を行うこととなるので、原則として利用することができませんが、ローン

しはら く の おこな ばあい へんさいきかん たんきかん
支払いの繰り延べが行われている場合、または、ローン返済期間も短期間であ

り、かつ、ローン支払額も少額である場合、利用できることもありますので、

ふくしじむしょ そうだん
福祉事務所に相談してください。





自動車を持っても生活保護を利用できますか？

利用できる資産を活用することは保護の要件となりますので、処分していただくことが原則ですが、概ね6ヵ月以内に就労によって自立が見込まれる場合や、障害がある方の通院に必要な場合で、他に手段がない場合など保有や運転が認められる場合がありますので、ご相談ください。



生活保護を利用しながらも、子どもが大学に進学することはできますか？

進学していただけます。

原則として大学等に進学すると、生活保護世帯の対象からはずれ、自分の分の

生活保護費が支給されなくなります。これを「世帯分離」といいます。家族は引

き続き生活保護を利用できます。家族と一緒に住みながら大学等に進学できます

が、住宅費以外の自分の生活費や学費は、奨学金やアルバイト等で用意する必要

があります。また、国民健康保険に加入する必要があります。

世帯分離中の大学生のアルバイト収入は収入認定されませんが、定期的に

収入を申告する必要があります。



◎ケースワーカー（地区担当員）は、_____です。

福祉事務所の職員として、生活保護の決定のために必要な調査をしたり、保護を正しく行うため、家庭訪問などにより、生活の状況を聞いたりするだけでなく、生活保護を利用される方のお困りごとの解決や自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けを行います。

生活保護のことでわからないこと、迷ったことがあれば、遠慮なく相談してください。

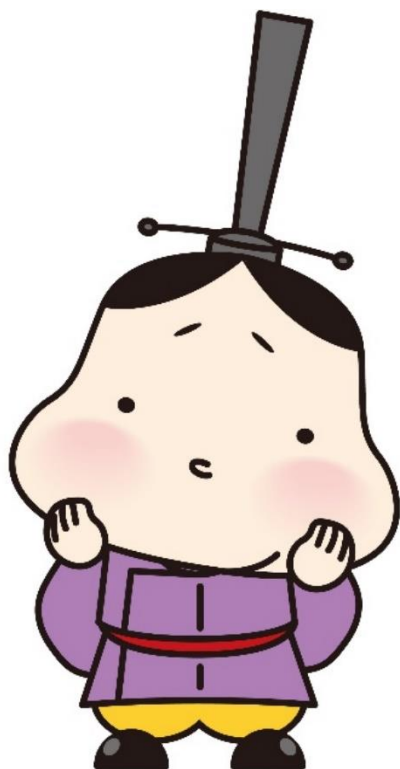
ケースワーカーは個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

◎民生委員（児童委員）

各地域には、福祉事務所や関係機関とのつなぎ役となる民生委員がいます。社会福祉全般（生活保護、児童、母子、父子、高齢者、介護など）にわたって、ご相談ください。

民生委員（児童委員）は個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

あなたの地域の民生委員（児童委員）は_____さんです。



おおつしふくしじむしょせいかつふくしか
大津市福祉事務所生活福祉課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

(電話) 077-528-2743・2744 (直通)

077-523-1234 (市役所代表)